

◎新潟県告示第636号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成29年5月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
通所介護 介護予防通所介護	ケアサービスセンター ・デイサービスやすらぎ	新潟県村上市岩船上 大町1292番地1	有限会社スマイル	平成29年5月1日
通所介護 介護予防通所介護	デイサービスきたえる 一む長岡柏	新潟県長岡市柏町1 丁目5番25号エクセ レント柏B1F	株式会社 I C H I	平成29年5月1日
通所介護 介護予防通所介護	レッツ倶楽部ほっとし ばたたんぼぼ	新潟県新発田市豊町 3丁目5番11号	株式会社ほっとし ばたケアセンター	平成29年5月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	ケアサービスセンター ・ショートステイやすらぎ	新潟県村上市岩船上 大町1292番地1	有限会社スマイル	平成29年5月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	ショートステイときわ 燕	新潟県燕市上児木390 番地	社会福祉法人行雲	平成29年5月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	ユニット型ショートス テイときわ燕	新潟県燕市上児木390 番地	社会福祉法人行雲	平成29年5月1日